議事

(1)「第二次甲府市環境基本計画」令和3年度年次計画について

司 会

それでは議事に移りますが、甲府市環境審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。 それでは会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは議事に移りたいと思います。まず第1号議案「第二次甲府市環境基本計画年次計画書(令和3年度)」について、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

事務局

それでは議題(1)の『「第二次甲府市環境基本計画」令和3年度年次計画』 について説明させていただきます。

資料の『第二次甲府市環境基本計画 年次計画書(令和3年度)』及び『「第 二次甲府市環境基本計画」新旧対照表』をご用意ください。

第二次甲府市環境基本計画では、計画における取組を着実に推進するため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、新年度が始まる前に年次計画を示しております。また、年度が終わり、各施策の報告が整ったところで年次報告としてご審議をしていただいております。

この年次計画書は、各担当課より提出された令和3年度の取組内容をまとめたものとなっております。今年度は「甲府市一般廃棄物処理基本計画」の改定、「甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の中間見直しがあり、どちらも年度内に策定予定になっておりますが、それに伴いいくつかの項目が修正となっておりますので、主な取組及び変更箇所を中心に説明させていただきます。

「年次計画書」 1 ページ、「新旧対照表」 1 ページをご覧ください。 基本目標 1 『自然と共生するまちづくり』であります。

個別目標 1-1 『生物多様性や自然環境を保全する』の取組方針「武田氏館跡周辺における貴重植物の生態保護」につきましては、除草剤を使用せずに公有地の除草を行うとともに、大手門東史跡公園、松木堀整備完了地、4箇所のスポット公園については、樹木の剪定・消毒・芝の刈込み・抜根除草を実施し、環境整備や維持管理に努めてまいります。また、公有地の一部では、花の種子を蒔き、環境整備を行います。

なお、令和2年度までは、農地の地力維持、向上を図る手法として推奨されておりました「水田における冬期湛水管理の推進」を取組方針として挙げてお

りましたが、現在は冬期に引水し水を確保することが困難なこと、また地力向 上に緑肥を使用する農家が現れるなど、手法も変化してきていることにより実 施する農家が無いことから、取組方針から削除といたしました。

個別目標 1-2『水環境を保全する』の取組方針「水源かん養機能等の高い森づくりの推進」につきましては、水源林植樹の集いを開催し、奥御岳市有林内の植栽面積 0. 3 h a において、市民参加による植樹活動を予定しております。

「年次計画書」 2ページをご覧ください。

個別目標 1-3『緑を保全する』の取組方針「地域や家庭における緑化の推進」につきましては、春・秋の主要 2 種類の花(マツバボタン・ビオラ)に加え、日々草・ナデシコ・ハボタン・パンジーの計 6 類、11 万株を希望する自治会に配布するとともに、緑化教室を 6 月、7 月、9 月、1 0 月、1 1 月 0 5 回、各回テーマを定め開催いたします。

「年次計画書」 3ページをご覧ください。

基本目標2『快適環境のまちづくり』であります。

個別目標2-1『大気汚染を防止する』の取組方針「大気汚染に関する公害の発生を減らす」につきましては、公害苦情として一番多い「野焼き」の禁止について、広報誌やHPに掲載し、また、リーフレットを窓口センター等へ配置するなど、防止に向けた啓発を行います。

個別目標2-2『水質汚濁を防止する』の取組方針「生活排水対策を推進する」につきましては、相川地区350基の単独処理浄化槽に対し立入検査等を 実施し、管理義務未実施者に対し指導を行います。また、公共下水道の整備に よる水洗化の促進に取組でまいります。

「年次計画書」 4ページをご覧ください。

個別目標2-4『騒音・振動・悪臭の発生を防止する』の取組方針「騒音に係る環境基準を達成する」につきましては、騒音規制法に基づき、国道20号線など約23.0kmについて、自動車騒音の常時監視を実施いたします。また、生活空間騒音につきましては、市内5地点で騒音測定を実施し、騒音環境基準の達成状況を把握します。

「年次計画書」 5ページをご覧ください。

個別目標2-6『快適環境を保全する』の取組方針「武田氏館跡整備事業の推進」につきましては、史実に基づき梅翁曲輪の土塁等復元工事を実施するとともに、松木堀の史跡整備工事を実施します。また、工事に際しては、稀少植物の植生に配慮するなど、環境保全に努めます。

個別目標2-7『地域美化の促進-不法投棄や犬等のふんの発生防止・空き 地等の適正管理-』の取組方針「不法投棄の発生を減らす」につきましては、 市職員及び甲府市環境監視員によるパトロールを実施し、また不法投棄禁止看板の設置や広報誌・チラシ等配布による啓発を行います。

個別目標2-8『資源物等の持ち去りを防止する』の取組方針「資源物等の持ち去り行為を減らす」につきましては、職員による早朝巡回・監視パトロールの実施や通報箇所の巡回パトロールの強化、集積所への持ち去り禁止看板の設置等を行うとともに集積所でのチラシ配布などによる啓発を行います。

「年次計画書」6ページ、「新旧対照表」3ページをご覧ください。 基本目標3『低炭素のまちづくり』であります。

個別目標 3-1 『再生可能なエネルギーを推進する』の取組方針「太陽エネルギーの活用(太陽光発電システムの導入)」につきましては、「甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しに伴い、今まで住宅用太陽光発電システムによる削減量のみを算定しておりましたが、新たに、事業用太陽光発電システムによる削減量も含めて算定することといたしましたので、目標値を年間「1, 100 t」から「3, 500 t」へと変更いたしました。なお具体的な取組といたしましては、太陽光発電システム及び蓄電池同時設置者等に対する助成を引き続き実施するとともに、太陽熱エネルギーの活用について情報提供をしてまいります。

個別目標3-2『クリーンエネルギー自動車の普及を推進する』の取組方針「クリーンエネルギー自動車の普及促進」につきましては、温暖化対策情報サイト「こうふのeco」などにおいて、クリーンエネルギー自動車や充電器整備等の情報提供を行い、普及に努めてまいります。

「年次計画書」 7ページ、「新旧対照表」 4ページ・5ページをご覧ください。

個別目標3-3『低炭素型ライフスタイルへの転換を推進する』の取組方針「小中学校における省エネの推進」につきましては、指標を「小中学校内照明の LED 化」に変更し、目標値を「15校」から「12校」へ、達成年度を「R7」から「R8」と変更いたしました。取組につきましては、小中学校内の照明器具を LED 照明に改修し、消費電力の抑制や温室効果ガスの効率的な削減に努めてまいります。

個別目標3-4『低炭素型移動手段への転換を推進する』の取組方針「エコ通勤・エコ通学等の推進」につきましては、これまで国土交通省の事業である「エコ通勤優良事業所」の登録数を目標値としていましたが、本市では平成30年度から「こうふエコ通勤デー参加協力事業所認定」を開始したことから、「甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しに伴い、指標を「エコ通勤優良事業所数」から「エコ通勤優良事業所数及びこうふエコ通勤デー参加協力事業所数」へ変更いたしました。具体的な取組といたしましては、エコ

通勤優良事業所認証制度の普及啓発活動やエコ通勤デー参加協力事業所の拡 大に努めてまいります。

また、取組方針「公共交通機関の利用促進」につきましては、まちづくりと 一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、「甲府市地 域公共交通網形成計画」に基づく施策により、「サイクル・アンド・ライド」 事業や「こうふエコ通勤デー」などを実施してまいります。

「年次計画書」 8 ページ、「新旧対照表」 6 ページをご覧ください。 基本目標 4 『循環型のまちづくり』であります。

個別目標 4 - 1 『3 Rの実施を推進する』の取組方針「家庭系ごみの減量の推進」につきましては、「甲府市一般廃棄物処理基本計画」の見直しに伴い、取組方針を「家庭系<u>可燃ごみ</u>の減量の推進」から「家庭系<u>ごみ</u>の減量の推進」へ、指標を「市民1人1日あたりの<u>可燃ごみ</u>排出量」を「市民1人1日あたりの<u>家庭系ごみ</u>排出量」へ、目標値を「450g以下」から「500g以下」へ変更いたしました。

具体的な取組といたしましては、家庭系ごみ1人1日あたり500gを目指すため、「生ごみ処理機の購入補助」や「しんぶんコンポストキットの無料配布」、また「食品ロスへの対応」などを実施してまいります。

また、取組方針「有価物・資源物の回収の推進」につきましても、「甲府市一般廃棄物処理基本計画」の見直しに伴い、資源化率が「28%」から「23%」へ変更となりました。

具体的な取組である「プラスチック製容器包装の分別回収」につきましては、 平成28年12月より毎週土曜日、市内全域にて実施しております。今後も市 民への周知を図り回収量の増加を図ってまいります。

「年次計画書」 9ページ、「新旧対照表」 8ページをご覧ください。

個別目標 4 - 2 『持続可能な農業を推進する』の取組方針「経営耕地面積の維持」につきましては、指標としておりました「経営耕地面積」の達成年度が令和 2 年度で終了したため、新たな指標としまして、確実に保全、確保していかなければならない「農振農用地面積」、目標値を「905haを確保」と変更いたしました。なお、具体的な取組といたしましては、農地の再生利用に向けた、機械の貸付、農地中間管理事業や農地銀行制度を活用し、農振農用地面積の確保に努めます。

また、令和2年度までは、「エコファーマーの推進」を取組方針として挙げておりましたが、エコファーマー制度のメリットの一つであった、認証マークの商標権が切れ、使用できなくなったことにより、近年では新規のエコファーマーの認定がない状況が続いていたため、新たに「認定農業者制度の推進」に向けて、令和3年度より取組方針を「担い手の確保」、指標を「認定農業者認

定人数」、目標値を「年間3人増」と変更いたしました。

「年次計画書」10ページ、「新旧対照表」9ページから10ページをご覧ください。

基本目標5『環境教育を推進するまちづくり』であります。

個別目標 5 - 1『イベントの開催や人材育成を推進する』の取組方針「地域・家庭における環境教育の推進」につきましては、「甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しに伴い、目標値の算出方法に、新たに「ごみへらし隊の活動実績」を加えたため、目標値を「年間100人」から「年間2,500人」に変更いたしました。

また、取組方針「地域の人材育成の推進」につきましては、以前は「スマートフロンティア甲府」事業の中で地域コーディネーターを育成しておりましたが、現在は事業が終了しており、新たに「山梨県地球温暖化防止活動推進員」の育成に努めていることから、指標を「地域コーディネーターの人数」から「人材育成数」と変更いたしました。

なお、具体的な取組といたしましては、地域や家庭における環境教育を推進 し、地域で環境保全に主体的な役割を果たす人材育成を図ってまいります。

個別目標 5 - 2 『学習の場づくりを推進する』の取組方針「幼児・学校教育における環境教育の推進」につきましては、「甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しに伴い、対象者を中学生、高校生等まで拡大し、取組方針を「保育園(所)・幼稚園・小学校における学習の場づくり」から「幼児・学校教育における環境教育の推進」に変更するとともに、目標値の算出方法に、新たに「ごみへらし隊の活動実績」及び「林政課における学校林活動の活動実績」等を加えたため、目標値を「年間1,600人」から「年間7,600人」に変更いたしました。

なお、具体的な取組といたしましては、幼稚園・保育所等及び小学校において、紙人形劇・太陽エネルギー教室・環境副読本の配布等を行うとともに、海洋汚染、海洋プラスチック問題について環境教育を実施するなど、学習の場づくりを推進してまいります。

最後になりましたが、これまでに説明をさせていただきました各基本目標の 冒頭のところに、SDGsのアイコンを記載させていただいており、資料の最 後のページにSDGs17の目標の一覧の添付をさせていただきました。

以上、抜粋ではございますが、各個別目標に対します令和3年度の取組につきましての説明は、以上でございます。

議 長 はい。ただいま事務局からご説明ございました。時間の関係ですべてわたっ

5

ての説明はなく、基本的な事柄、変更点等、特にお伝えしたいことについてご 説明いただきました。

委員の方からのご質問、ご意見については、すべてにわたってで結構だと思います。年次計画書、何ページの何についてという形で、ご質問いただければ と思いますがいかがでしょう。

委員

基本的なことをいくつか伺いたいのですが、今回のこの令和3年度の計画で、実際に環境保全、あるいは環境行政を進める上で、これを見ますと非常に多部局に渡っています。当然、環境部だけで決めていくわけにはいかないと思うのですが、事業の担当部署と環境部との擦り合わせはどうなっていますか。実際この施策を進めていく上で、環境保全という立場からした場合、例えば産業とは逆の位置付けですので、環境問題というのは難しいと先ほど会長もおっしゃっていましたが、難しい問題がたくさんあると思うのですが、この計画を作る上で、各関係部局との擦り合わせをどのようにして、各部局の了承をとっているのか、あるいはこれから擦り合わせをしていくのかということです。例えば農地の問題です。農業振興においても、整備を図る一方で、いろんな市の施策、県の施策の中で、逆に農地減らしていくというような、そういう流れも報道等でありますが、その辺りの環境部としての考え方をお聞きしたいです。

議長

はい。大変重要なご質問ですがいかがでしょうか。

事務局

はい。まず、実質的なところからご説明させていただきます。

環境基本計画を作成する時に各部署と協議をする中で、事業等を入れさせていただきました。また、平成30年度には中間見直しということで、中身を精査させていただきました。

今年度、令和3年度事業につきましても、もちろん継続的に事業を実施して おりますので、そういった内容をベースにしまして、各担当に来年度の取り組 みの状況について照会をする中で、こちらの事業を記載させていただいたとい う状況になります。

特に今回、一般廃棄物の計画の見直しが入ったというところと、温暖化に関する中間見直しが入りました。あと農業関係がいくつか入れ替えがあったのですが、そこにつきましては、農業関係の部署と協議する中で、もちろん農業関係の部署も各計画を持って実行していますので、そういった内容と擦り合わせる中で、内容を精査させていただきました。

事務局

今、説明した通りでして、庁内の連絡会議という室長クラスの委員会があり

まして、今回リモートでの会議ということで5回ほど会議をさせていただきま した。

これまでは経営耕地面積だったのですが、今度は農振農用地ということで、 8 8 1 ha から 9 0 5 ha に農振農用地の面積を UP させていただいて、優良農 地を守るということで変更させていただいております。

まちづくりを見ていくと、やはり環境と相反する事業がどうしても出てきて しまいます。まちづくり部で企業誘致を担当している部署等もあります。いろ いろな所のご意見をいただきながら、総合調整を環境部でやらせていただい て、ここまでは、という形でこの計画ができている状況でございます。 以上でございます。

委 員

今回の計画を作るにあたって、庁内の連絡会議を経て、各部署との調整が終わってここに出てきている、という理解でよろしいですか。

事務局

はい。そうです。

委 員

ありがとうございました。

もう1点よろしいですか。

これも小さな事なのですが、「公害」という言葉が出てきます。今、あまり環境問題に「公害」という言葉をあまり使わないような気がするのですが。昔は「公害」という言葉使っていたのですけれども、ただイメージがあまり良くないのかなと。例えば大気汚染のところ「大気汚染に関する公害の発生」というような言葉が出てきています。イメージ的に「公害」というのが非常にマイナスのイメージが強いので、なにか変わる言葉があれば今後検討いただけたらと思います。以上です。

議長

はい。今の件について、多分、大気汚染については、昔のいわゆる公害のまま続いていますので、特にこういう政策系は名称そのものを指すものについては、なかなか特定の市だけで変えるということはできないかと思います。

そういうご意見があったということなので、検討した上でどうなるかという 事だと思いますが、ただ、私自身の感覚で言えば、そういう歴史を必ずしも否 定できていませんので、そういう問題が残っている限りは、むしろそれを直視 する形で表現を変えない方が、政治の世界では一般的かなと思います。

委 員

「公害」という言葉が非常に多く使われていまして、私は最近「公害」という言葉をあまり聞かないので、今おっしゃったように、いわゆる環境行政学の

中で、特にこの環境汚染については、国民・市民の健康に影響を与えるという 意味でこれをアピールするというか、強い意味で使われているということであ れば別に問題ありません。一般論として最近ではその言葉をあまり聞かないも のですから、お聞きしたまでです。以上です。

議長 はい。あり

はい。ありがとうございます。

委 員

ちょっとよろしいですか。

委員の質問の中にありましたことで、庁内調整という問題についてはご理解いただけたと思いますけれども、国なり県・市の方針として、農地を減らすことを積極的にやっているわけじゃないということを、誤解のないようにしていただきたいということで私の方で説明させていただきます。

農業というのは「農業をされている皆さんの生活を守ること」これが第一でございますけれども、農地を守るということは環境を守ること、場所によっては治山治水こちらの分野までも及ぶことでございまして、自分たちが自分のこと言うのは変ですけれども、崇高な使命を帯びているなというふうに感じております。

けれども、実は担い手の高齢化等によりまして、担い手不足を起こしている という状況です。と同時に、後継者がいないということで、高齢化の農家の皆 さんがこの農地を生活の糧に活用する、利用するということで、農業以外の方、 行政にも農地を減らすことを積極的にやっているというように映るかもしれ ませんけども、それはやむを得ずやっているという面があるということをまず 1点ご理解いただきたいと思います。

けれども、農業委員会はじめ農協含めて、何とか農地をこれ以上減らす、或いは荒廃することは絶対避けなくちゃいけないということで取り組んでおりまして、農地を管理する法律、農地法といいますけれども、これも改正になっております。また、農業委員会法が平成18年に改正になりまして、今までは農業委員という皆さんが、農地を守ったり、遊休農地を積極的に農業をする担い手の皆さんに、農地の貸し借りの斡旋をするというようなことをやってきましたけれども、もっと専門家でやっていかないと大変深刻な状況に陥るということで、農地利用の最適化推進員という委員さんが国の方から任命を受けました。こちらの皆さんは今言ったような、農地の貸借、或いは営農指導を含めて、特化してこの業務に携わるという皆さんでございます。スタートして今年4年目ですから、なかなか円滑にとは行っておりませんけれども、それぞれ機能し始めております。

特にこちらに紹介がありました農地中間管理事業、実はこれは国がやってい

る事業でございます。いわゆる、農家の方で農地を全然使えなくなった人に対して「中間管理機構に全部任してください。そうすれば、中間管理機構が借り手を見つけて貸してあげますよ。」というような制度でございまして、実はこの中間管理事業というのは、甲府市の農業委員会が昭和57年にスタートした、その辺りも記述がありますように農地銀行制度、これがベースになりまして、農水省でこれをモデルにこの中間管理事業をスタートしたということです。現在、甲府市の農地銀行制度は大変小回りが利くということと、農地の貸し借りは土地の貸し借りですから、長い間口約束で借りていると、昔は、小作権が借り手に発生し、大変ごたごたが発生しましたけれども、この農地銀行制度はそういうことを全部無くすような第三者的な立場で貸し借りを仲介するということで、農家の皆さんも貸し手・借り手も利用度が増えておりまして、農地を守るという面では大変役に立っていると私は思っております。

これからも、先ほど言いましたような農地利用最適化推進員と農業委員会が一体になりまして、何とか優良農地を守っていきたい、ということで今まではエコファーマーの推進など、こういった形での守り方、これも一つの手段方法ですけれども、先ほど説明があったように農業振興地域というのがございます、同じ農業地帯の中に。ここは農業を絶対守るのだ、という地域でございまして、ここだけは死守していこうということで、こういった面積の変更がありましたし、特にそれについても、担い手は確保しなくてはどうにもならない、こういうことでございまして、実は個人の担い手、退職した人、それから後継者というか経営を引き継ぐ人、それから法人。この皆さんにも参画をしていただかないと守り切れない、こういうことでございまして、一生懸命情報発信して、よそからそういった担い手を呼び込むようなこともやっております。

平成26年に大雪がございました。このときに、農業大学の学生にボランティアで来ていただきました。固有名詞を挙げると問題があるかもしれませんが、ボランティアの方が来て中道に入りまして雪かきの作業をして、そのあと、その地域の人の結びつきに大変感動して、今度は自分が大学を卒業してその地へ就農していただきました。そして、この方は、農大の後輩、或いは自分の友人等のネットワークで農業ボランティアの組織を立ち上げて中道の農業を支援していただきました。こういった事例、実例も出ておりまして、実は担い手というのは山梨県で年間約300人生まれておりますけれども、定着率が悪いです。なかなか食べていくのが大変でして。ですけれども、甲府の場合、定着率は県下No.1です。というのも、こういった農地銀行制度があるということ、それから農業センターで農機具を新規の担い手の皆さんには3年間無償で貸し出しをしている、こういった素晴らしい政策があるので担い手の定着が高い、こういう現状がございます。

けれどもまだまだマンパワーが大変少ないわけでございまして、ここにおられます皆さんで何か農業に対して興味を持っている方、或いは組織を含めて、あったらぜひ農業委員会の方へ相談に来ていただければ、そういった人達に今後も期待をして、農業農地、そして環境を守っていきたい、このように考えております。

ちょっと長くなりましたけど、よろしくお願いします。

議長はい。

はい。ありがとうございました。

委 員

はい、よくわかりました。

私はこの農業の振興という面においては、賛成しておりまして、国産の農産物を使うというようなことを全国各地に講演に行ったりすることもあるのですが、やはり日本の食料問題を含めて、もっともっと国産の農産物を作っていって、結果的に農地の拡大、保全、或いは優良農地となるということには賛成です。ただその流れの中で、今、とかく、産業なり、いわゆる地域の活性化のために、農地を買って、そこに何か建物を造ったりという政策もあります。

そういった問題が出てくので、ぜひとも、農地をしっかりと守って、国産の 安全な農産物を作っていただきたいというのが私の思う所です。逆にそういう 問題が起きているので、ぜひとも環境を守っていただきながら、農地の不変と いうことを同時に続けて欲しいなと思います。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。 他にはいかがでしょうか。

委 員

施策の中で水循環の部分なのですけれども、雨水の地下浸透や公共施設の雨水利用ということはされております。皆さん実感されていると思うのですが、地球温暖化は本当に進んでおります。その政策の中で、水循環の確保というのは、私たちが生きていく中で非常に大切な部分です。山梨は幸いなことに水がめが地下にあります。山梨だからこそ水を大切にして使うという雨水利用を是非とも進めていただければありがたいというお願い。

それから、防災館が各地区にあり防災物品がそこに集合されていると思うのですが、災害時に水のライフラインが止まってしまうと、川の水なり色々な水を使わないとならないのですが、雨水を貯めて雨を利用するということも一つ災害時の活用の中に入れていただければなと思っております。

あともう一つ、ごみ循環のところで「ごみへらし隊」という名称が出てくる のですけども、いかにもゴミは迷惑な物というようなイメージがどうしても付 き纏ってきますので、資源としてごみを見るために「3 R 隊」などネーミングをもう少し考えて周到させたらどうかというのが、私が今回計画書を読ませていただいた感想でございます。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。

2点ありました。一つは雨水利用のこと。もう一つはごみの減量、「ごみへらし隊」のネーミングについてですが、今この場で回答できることがあればお願いします。

事務局

「ごみへらし隊」のところのお話をさせていただきます。

「ごみへらし隊」につきましては、3Rの推進ということで、自治会、学校、幼稚園・保育園等、あらゆる方を対象にしまして、いつでもどこでもお伺いしてごみの分別の仕方であったり、ごみの現状の話だったり、リサイクルであったりと、地域や場面で色々ニーズがございますので、それに応じてお話をさせていただいているというところでございます。

歴史が長いこともありまして、「ごみへらし隊」というのは、小さいお子さんでも分かり易く入れるような言い回しになっています。また、職員が「ごみへらし隊」の会員になって行っている状況でございます。多くの方々にハッとされやすいようなネーミングで活動させていただきたいと思っております。地域の方々や色々なところからご意見もいただいておりますので、委員さんのおっしゃっていただきました「3R隊」も含め、ネーミングにつきましては調査、検討させていただければと思います。以上です。

議長

はい。あとは雨水の利用についてはいかがでしょうか。

事務局

雨水につきましてですが、色々な形で活用できる部分があるのかなと思います。特に災害時、私も去年防災訓練に参加させていただきました。そこはプールの水をろ過して使うということをしていたのですが、場所によっては地下に水道水がストックしてあり、そこから水を出すという所もあったり、色々な形で災害時の水利用というのはしております。そういった方法の一つとして雨水利用ができるのであれば、どんな形でできるかというのは防災ですとか、或いは水道関係等担当部署と話をさせていただいて、事業化できるのであれば取り組みたいと考えていますので、こちらの方についても調査・研究させていただければと思います。

議長

はい。よろしいでしょうか。

委 員

はい。

議長

他にはいかがでしょうか。

委員

新旧対照表の3ページなのですが、勉強も含めて教えて欲しいのですが、排出ガスの目標値が令和12年度で853千t/CO₂ということですが、今現在何<math>t/CO₂なのか、というのが一つ教えて欲しいということ。

削減が CO_2 3, 500t- CO_2 /年ということですが、2%ぐらいあるのかわからないですけども、各年度で書いてあるのですが、年々これだけ下げていくという理解でよろしいですか。その前は1, 100t- CO_2 /年で、相当大きな削減で、その方法が助成金を出して太陽光と蓄電池と書かれているのですが、この助成金というのはどれぐらいの予算を見られているのかというのを教えていただきたい。

それからもう1点、6ページのところで資源化率、リサイクル率が今までは、令和4年に28%以上、それが令和12年で23%。非常に目標値を下げられているのですが、これは何かカウントの仕方を変えたのでしょうか。ちょっと28%は高すぎて、色々問題があって、次どうするのかというところが、市民としてはどういう協力をすれば、達成できるのかなあと。結構苦しい目標値に変えられているのが疑問なのですが。

議長

はい、大きく2点だったと思います。

まずは、温室効果ガスの件。もう1点は資源化率です。 その辺の根拠、現状をお願いします。

事務局

1点目のご質問であります、目標値が853千 t/CO_2 というところで、今現在がどのくらいか、ということですけれども、一番新しい年度で平成28年度の数値が一番新しいのですが、ちょっと多いのですが1,210千 t/CO_2 ということになっております。

委 員

ということは年々 3,500 t-CO2 ずつ下げていくということですね。はいわかりました。

事務局

補足ですが、太陽光エネルギー推進についてですが、助成制度を行っておりまして、今年度は900万円の予算を執行しております。今までは市が助成をした家庭用のみということになりますと、予算がどのぐらい付くかで数値が上下してしまうということもありまして、来年度以降につきましては、助成制度

以外の事業用を含めた全体の数値ということで変更させていただいたところです。

委員と

わかりました。

事務局

資源化率の方につきまして、ご説明申し上げます。

28%から23%への変更ということなのですけれども、こちらにつきましては、令和元年実績が20.4%ということで、前回の一般廃棄物処理計画の目標値は達成できませんでした。その中で、この資源化率につきましては、ごみの全体量から資源化できる有価物であったり、資源物であったり、そういったものの資源化率目標を今後23%といたしまして、目標達成できるような施策を今後対応していきたいと考えております。以上です。

委 員

ありがとうございます。

議長

ほかにはいかがでしょうか。

委 員

家庭系のごみの減量の推進の問題で、今までは、市民1人当たり可燃ごみ450g以下という目標を持ってきたのが今度は500グラム以下、こういうことになった理由根拠を教えていただきたいのですが。これは少なければ少ないほど良いわけですし、資源化率が上がってくるということではないかと思いますけれども。

議長

はい。お願いします。

事務局

今回、450グラムにつきましては、1人1日あたりの可燃ごみということでやっておりました。今回の見直しにつきましては、一般廃棄物処理計画の部分と整合性を図りまして、全体のごみの量ということで、1日あたり、令和12年度までに500gという積算をしたところでございます。以上でございます。

委員

そうすると家庭系ごみというのは、いわゆる可燃ごみ以外に再利用できるご みが含まれるということで理解してよろしいですか。

事務局

訂正させてください。

こちらにつきましては、家庭系の燃えるごみと、家庭系の燃えないごみ、と

いうことになります。失礼いたしました。

委 員

はい、わかりました。

ちょっと余談ですけれども、4市での共同事業をやっていますよね。この関係で他市と甲府市との市民の1人あたりの可燃ごみなり家庭系ごみの排出量の目標数値のズレというのはあるのですか。私は甲府の西油川に住んでおりますから、この問題はずっと興味深く見守っていたのですが、他市はどのようにやっているのでしょうか。それとも共同処理ですから全部目標が同じなのか。その辺も聞かせていただければ参考になります。

議長

はい。いかがですか。

事務局

甲府峡東クリーンセンターということで新たに組合ができまして、4 市の共同の広域処理という形になっておりますけれども、一般廃棄物処理計画につきましては、各市で策定するということになっております。それぞれの資源化率と目標値につきましては、甲府市とそんなに変わらないです。

委員

数値を教えていただきたいということと、やはり県都甲府ですから、4市に 先駆け、また一つの目標になるような取り組みをして欲しいな、という強い希 望ある中で他市の数字的な内容を聞きたいということで質問させていただき ました。

議長

はい。ありがとうございました。

ただ、甲府はあんまり良くないのですよね、数値が、県内では。それは、それぞれの市町村で様々なスーパーとかお店とか色々な条件が入るので、それを揃えるのはなかなか難しいのですよね。擁護しているわけではないですけれども。

事務局

先ほどのご質問ですが、数字的にご報告させていただきますと、ごみの総排 出量につきましては、12年度までに本市が14.6%、資源化率を23%。 それから笛吹市につきましては、総排出量が9.4%、資源化率が24%以上。 甲州市につきましては、総排出量が11%、資源化率が21%以上などとなっております。

議長

悪くないのか、良いのか分からないですけれども。はい。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

委員

質問というより意見なのですが、先ほど農業のお話が出ましたが、私甲府市学校給食の理事会にも出向させていただいております。学校給食の方では基本方針として地産地消を積極的に推進するということで、米穀については県内産を50%使用する。青果品等に関しては、関係団体と連携をとりながら、できるだけ地産地消の使用に努めるということで、その他の物についても地産地消の観点から、新たな食材の使用等について検討を行うということで基本方針に入っておりますので、ぜひとも、子どもたちに少しでも美味しく、そして、食育という観点でも山梨県内でどういったものが栽培・生産されていて、そういったものが美味しく食べられる、農業用地の活用を是非ともお願いしたいというのが1点。

あと、私としてはこの基本目標の5番、10ページの環境教育を推進するまちづくりという部分において、環境学習の場づくりですとか、人材育成、そういった所で、甲府市は環境的には申し分なく、悪いとは思っておりませんが、ますます良い環境を未来ある子どもたちに、少しでも残していく、さらに良くしていくという事をぜひ進めていただきたいという意見をお願いいたします。

最後に、昇仙峡とか千代田湖地域をロードワークしておりますと、不法投棄がものすごく多いなとまだまだ感じます。これは間違えても子どもが捨てるということは無いと思います。我々大人の誰かが捨てている、大人の行動は子どもの写し鑑だと思っておりますので、難しい部分だとは思いますが、街中でもタバコのポイ捨てされる方とかまだ多くいらっしゃる。もちろんこれも不法投棄の一つでもありますし、それを防ぐことが環境を少しでも保全するということにもちろん繋がっていくことだと思いますので、そういった所を徹底できる、子どもたちに少しでも明るい未来を残せるような形づくりを是非ともよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ご意見ですが3点ほど。特に学校給食関係というのは教育委員会等にもし環境部の方から言えること、繋がりがあるのであれば、環境教育等で関係はあると思いますが、学校給食の地産地消に関する食材についてのご意見。

それから、環境教育と不法投棄について。

この3点について、この場でもう少し踏み込んだとこが言えるのであればお 願いしたいのですが、どうでしょうか。

事務局

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

教育委員会の方でも、地産地消、目標値を定めて学校給食に取り入れていく

ということで、茄子とトウモロコシは間違いなく甲府のものをその時期には入れさせていただいているというのは伺っております。それ以外のものについても、先ほど出たお米が50%とやっておりますが、なかなか品目を増やしていくというのは難しくて、農業従事者とお話する機会を設けているかどうか分からないのですが、市場の方とはお話しする機会を設けていると思いますので、少しずつ進めています。環境部としても優良農地の保護など農政関係が環境基本計画の中に出できていますので、こちらの方からも情報共有等していきたいと思っております。

事務局

環境教育の方につきましては、以前から実施させていただいておりまして、 去年あたりはコロナの関係で実施件数は少なくなってしまったのですが、学校 の授業の中又は放課後子どもクラブですとか、今年度ですと放課後子ども教室 1か所で実施させていただきました。ですので、機会があればどんどん子ども たちに教えていきたいと考えております。そういった情報は常に学校関係等に 提供して、機会を作っていただいておりますので、引き続き実施していきたい と考えております。

事務局

不法投棄につきましては、ここ数年減少傾向にあります。そうは言っても、委員がおっしゃる通り、決定的な作戦等はなく我々も苦労しているところでございます。とは言え、指をくわえて見ているわけにはいきませんので、パトロール等を強化しております。実際捨てている現場に出くわすということは、なかなかありませんので、それは難しいのですが、ごみについては、ひとまず撤去して、ごみがごみを呼ばないようにしているところでございます。

あとは常習的な現場には看板を設置したり、広報やホームページで啓発させていただいております。

また実は、不法投棄される方は不法投棄しようと思ってやっていますので改善することは難しいのですが、委員がおっしゃるように、学校教育等で小さいときから教えていければ、そういう大人にはならないと思いますので、その辺から一歩一歩やっていきたいと考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

事務局

先ほどごみの減量で、平成30年度の目標の数値が450gということで、これまで一生懸命家庭系可燃ごみを減らすための努力をして参りました。その中で水切りの徹底ですとか、新聞コンポスト等の事業を進めてきて、昨年末には490g台まで落ちてきました。毎年500g以上あったものが、ここ2年

で490g台まで落ちました。ただ、コロナの影響で在宅生活が増えておりまして、1 月末で5 1 0 g 台と平均で上がってきております。その代わり事業系のごみが非常に減っている状態です。そんな中にあって、先ほど峡東4市の中で、笛吹市さんがごみ袋の有料化という施策を実施していまして、笛吹市さんだけ良い数値で460gか470gだったかと思います。甲府の場合は、497gくらいが去年の実績なのですが、全県的に見ますとかなり上の方です。4番目か5番目位だと思います。峡東4市の中では2番目というような数字だったかと思いますが、今はっきりとしたデータはないのですが、そのようになっております。

議長

はい。ありがとうございます。

他にご質問や意見なければ、来年度の年次計画について、ここは承認する権限は特にないのかもしれませんが、こういうものだということで、私たち了解しましたということでよろしいでしょうか。

委員はい。

議長はい、ありがとうございます。

では、これが来年度の計画ということで、私たちとしては了解できたということにしたいと思います。

(2) その他

議長

では、第2号議案「その他」について、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

事務局

今後の予定等について事務連絡になりますがお伝えさせていただきます。 本日の議題にありました「第二次甲府市環境基本計画年次計画書(令和3年度)」につきましては、これから議事録を作成しまして、ホームページに掲載し、公表させていただきます。

また来年度の8月頃を予定しておりますが、令和2年の実績を集計したものを持ちまして令和3年度第1回の甲府市環境審議会を予定しておりますので、ご参加をお願いいたします。以上でございます。

議長

はい、ほかにはよろしいでしょうか。 では、ないようですので、議事を終了したいと思います。

DJ F